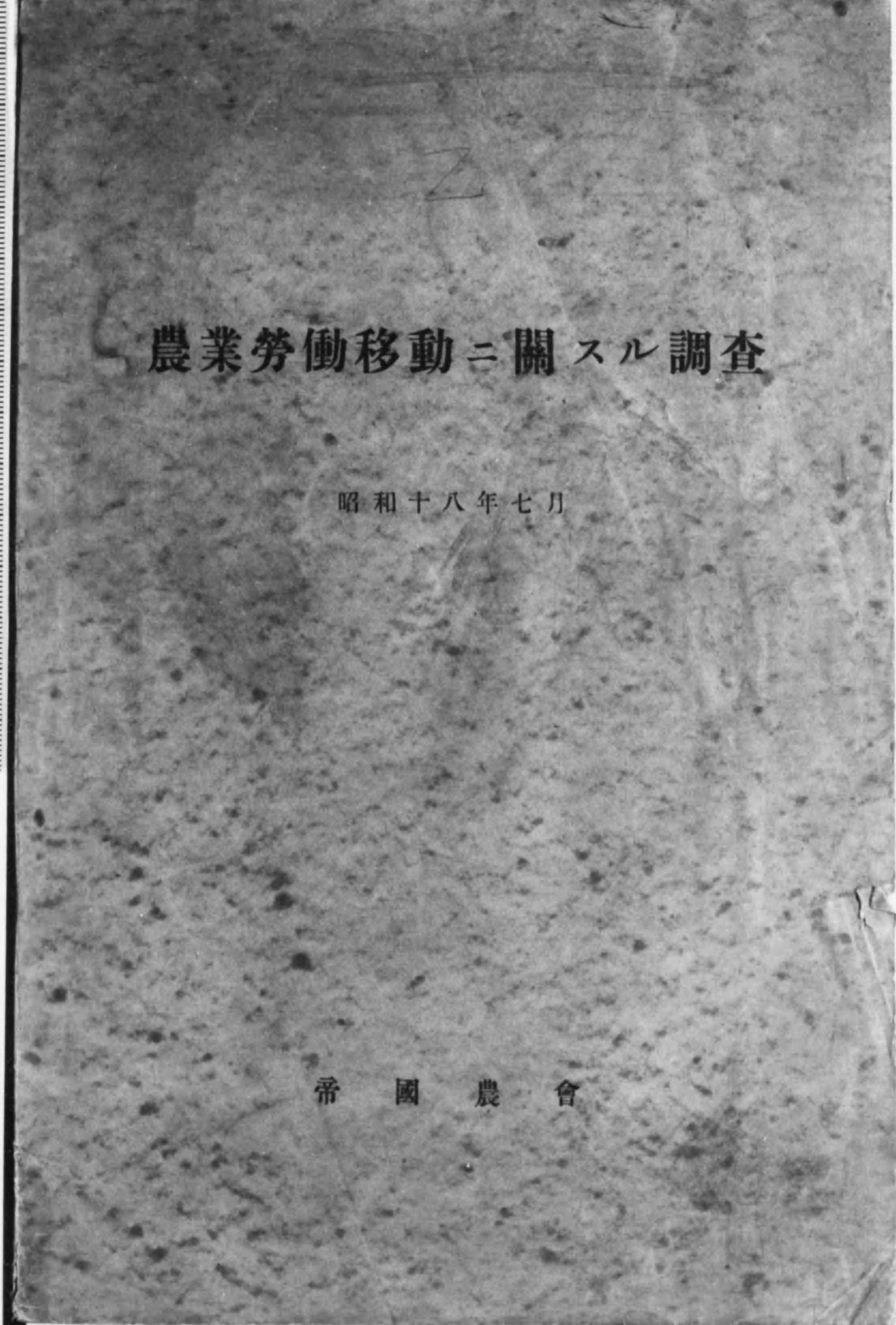
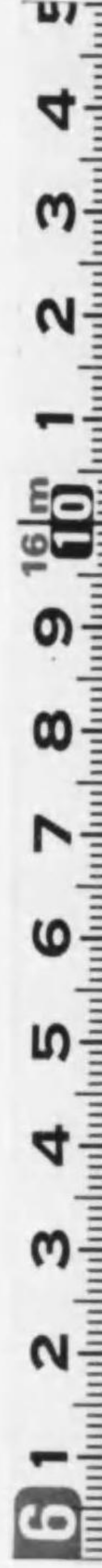




始



農業労働移動ニ關スル調査

昭和十八年七月

帝國農會

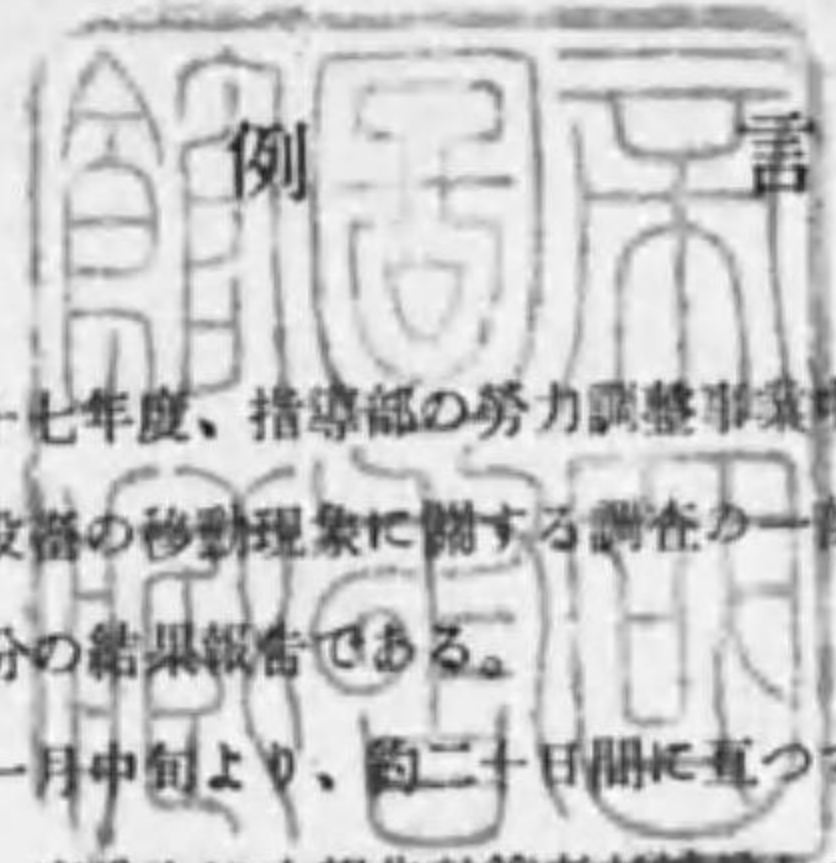
農業労働移動ニ關スル調査

昭和十八年七月

帝國農會

440
25

特254
604



例言

- 一、本調査報告書は、昭和十七年度、指導部の勞力調整事業中、指導基礎確立に資せんがため實施されたる、農業労働並びに役務の移動現象に関する調査の一部、岡山—香川兩縣間に於ける、農業労働者の移動に関する部分の結果報告である。
- 二、本調査は、昭和十八年一月中旬より、約二十日間亘つて、本會派遣の調査員三名に依り、試みられた實地調査であるが、序説中に本報告執筆者が精説してゐる如き事情に基いて、所期の成果を擧げ得なかつた。殊に、調査対象の性格上、報告書中に掲載し易からぬ諸事情を多く含んでゐるので、報告書の出來榮については、遺憾な點が多い。
- 三、本報告書を上梓するに當り、調査上、種々の援助と繁勞を煩はした諸方、就中、岡山縣御津郡今村、新屋敷農事實行組合、村農會、村役場、及び香川縣香川郡池西村、の中運並びに西之原兩農事實行組合、村農會、村産業組合、村役場等に對し、亦、兩縣農會に對し、深甚なる謝意を表明してをく。

昭和十八年三月

帝國農會



發行所寄贈本

目 次

序 説

第一章 今村を単位としての諸資料

- 一、戸数及人口 1
- 二、土 地 3
- 三、人と土地との関係 3
- 四、農家の役畜、農機具所有状況 9
- 五、生産概況 12
- 六、民度に關する参考資料の一つとして第二十四表を記載す 17

第二章 新屋敷農事實行組合に於ける諸資料

- 一、農家別家族の構成 18
- 二、耕地と所有との關係（農家別）..... 20
- 三、主要農器具及び役畜所有状況 23
- 四、主要生産物、生産状況 24
- 五、主要生産物處理状況 25
- 六、藁草加工の副業部門としての比重 25
- 七、参考のための附言 26
- 八、昭和十七年に於ける農家別請入勞力に關する資料 27

第三章 備考之章

- 一、藁草栽培の行程 33
- 二、藁草栽培農家に於ける一般的輪作型式 35
- 三、雇傭慣行に關する言及 36

序 説

岡山縣の中南部平坦地域、わけても、耕作規模上の所謂大規模米麥作農家を數多く擁する兒島郡や、所謂蘭草栽培農家の壓倒的部分を包懷する、都窪、御津、兩郡等が、所謂農業機械化の非常に進める地域であること、且は、年毎の春秋兩農繁期に、大量の日傭乃至季節傭を請入れる地域であること、等は、既に、周知に屬してゐる。而して、此の通説には、相當の事實根據が、無くもない。

例へば、所謂農業機械の普及度といふ點では、普通、其の目安と見做されるところの、自動耕耘機所有狀況に就いて、昭和十六年度夏期調査が語る。之に依れば、即ち、全國に於ける實數は79.8臺、一千戸當にして、1.4臺、岡山縣に於ける實數は2062臺、一千戸當にして13.3臺と有り、縣單位では、岡山縣が全國一なのに、その岡山縣下でも、曩の三郡は斷然壓倒的で、實數1773臺、一千戸當にして、凡そ140臺を占有してゐるのである。のみならず、此の關係は、日本に於ける自動耕耘機の普及過程全體を通じ、ほゞ一貫してきたことさへ、數字的に辿らうと思へば、辿られる。

それ程に簡単な例示を、季節的勞力吸引の點で、試みることは、不可能である。此の方には、所謂資料が、先づ無い故に。けれども、所謂資料として、經驗の一特殊、斷片に過ぎぬことに鑑みれば、これと一應は同等の權利を有つ筈の、參考材料は、此の場合にも有る。即ち、例へば、岡山縣廳の某氏が、自己永年の經驗に基いて、確言してゐる、曩の「三郡の、此處七、八年間、年毎に、郡外から請入れてゐる臨時雇の數は、概ね、一萬五千人以上と、押さへられよう」と。勿論、斯かる資料は、資料的價値の零に近いものである。然し、實は、同氏が、昭和五年以來、岡山縣内務部及び學務部、社會事業協會、縣農會等の共同で試み來つた事業、通稱、蘭刈人夫轉雇事業と云ふのに於ける、中堅人物であつた事實を考慮すれば、かの概算を、全くの出鱈目と判斷できる理由は、一般には無い。或は又、岡山縣で通稱されてゐるところに依れば、蘭草栽培に要する勞力及び肥料は、各々、稻作の場合の、五倍量に達し、そのために、蘭草を一反作付すれば、普通延15人の蘭刈人夫を、一町作付すれば延100人の蘭刈人夫を、雇傭しなければならぬさうだがこのことと、他方、曩の三郡に於ける蘭草作付反別が、昭和十五年收穫分2556.41町(岡山縣全體では3682.97町)、昭和十六年收穫分でも、——此の分は作付統制を受けてゐる——1478.73町(縣全體では2047.67町)と有る如く、例年大量に昇つたことを、併せ考へれば、敍上の數ぐらゐは、蘭草栽培農家だけでも吸引してゐたのかも知れぬといふやうな請け取方も、一應はできる。何故なら、岡山縣内には全體としても、農業日傭や季節傭を出す農家が、3000戸も有る年は先づ無いことは、矢張り、周知に屬しようから。

左様なわけで、冒頭の通説には、寧ろ、十分の事實根據が有るとさへ、見做されてよい。けれども、そのことは、言及する迄も無く、其の通説が、此の事實根據の眞實性に關する正確な認識を裏付けとして有つてゐることを、必しも意味しない。反對に、恐らくは、全くの誤解の上に成立つてゐることを物語るのかも知れぬであらう。何故かと言ふに、不知には誤謬の無いに引き代へ、知には誤謬が寧ろ、附き物でさへあるではないか。

斯かる憂ひが問題とされねばならぬ所以は、就中、以下二項に述べられる如き事情と結び付く。第一に、目下に於いては、例へば、機械資材や石油や傭人の顯著な不足、乃至、それらの代價の著しい昂騰といふことが一般的であり、その限り、それらのものへの依存度の比較的大きい農家は、比較的小さい農家より、一應、より鮮明に、困窮を表明してゐるが、そのために前者に於ける勞力乃至資材の不足は、特別甚しく、噴傳され易い。その傾向は、岡山縣下の例にも、當て嵌る。即ち其處の、彼上三郡に多い雇傭勞力吸引農家の困窮などは、それらへの勞力供出者と見做されてゐるところの、香川縣下の過小農家や岡山縣北部山間地帯の諸農家の目下の困窮より、より切實なものやうに、兎角、扱はれがちのやうである。然るに、此の對比は、勿論、しかく簡單な判定を受くべきものか、どうか、疑問である。例へば、香川縣の勞力供出農家は、成る程、今や、岡山縣下まで、移動勞働しなくとも、より割の良い賃銀収入の機会を持つやうになつたのかも知れぬが、或は反對に、今や、自己の狭隘な耕地を守るために手一杯となつて、嘗つての如き、出稼ぎに依る家計補充の途をさへ失ひつゝあるのかも知れない。若し後の場合の如きであるならば、國の要請上よりしても、農家自身の生活上よりしても、なかなか、香川縣側の事態こそが、遙かに、切實であらうし、よき指導を俟つこと切であらう。第二には、第一と關聯して、例へば、岡山側の勞力吸引農家の如きは、比較的鮮明に、自己の發展姿態を變轉させつゝあるであらうし、未來には、尙、その傾向を強化するであらう。此の際、斯かる發展の仕方は、いはゞ、状態に於ける自然と呼べるべき性格に貫かれてゐるであらうけれど、固より、必しも合則的ではなく、況して、目下の國の要請に應へ得る如き性格のものか、どうかは、大いに疑はしい。それ故、多少共、責任有る指導を試みるべきは、當然乍ら、指導行爲の前提たるべき、正確な認識が、未だ、顯在してゐない。

斯かる経緯に鑑みてのことだと考へられるのであるが、兎も角、昭和十八年一月、我々は、命を受けて、冒頭の通説の事實根據を調査するため、豫め與へられた調査客體、岡山縣津郡今村新屋敷農事實行組合、及び、香川縣香川郡池西村中蓮並びに西之原兩農事實行組合に赴いた。そして前者に於いて、約一週日、後の二者に於いて、約十日間、戸別聞取、その他に依る調査を試みた。其の結果が纏められて、乃ち本報告書と成るわけなのであるが、これは、目次の既に暗示してゐる如く、必ずや、その本來の目的とは甚しく駆け離れた内容のもの、換言すれば、雜駁な農事資料の單なる羅列的集成に、終始するであらう。と言ふ謂は、本報告書作成責任者たる我々自身が、敢て、然か爲るつもりだといふことを意味する。

此のことは、勿論然るべき理由に基くのであつて、少く共、我々自身に依つては、致し方ない成行だと、思はれてゐる。けれ共、同時に、兎も角も、極めて無價値な、避けられる場合なら避けらるべき態度であるには相違ない。だから、我々は、我々が何故、そのやうな態度を選ばざるを得ぬかについて、多少共、他の参考になりさうな事項のみを、若干記してをきたいと思ふ。

其の際、先づ採り擧げられる問題は、我々の調査對象と調査客體との、小さからざる喰ひ違ひといふことである。これは、如何なる事情を指すかと言へば、——我々の調査對象は、それが、既述の如き、比較的茫漠たる調査目的との關聯を持するためには、要するに、岡山縣下の季節的勞力

吸引現象であらねばならぬに對し、他方、左様な對象の對象性を把握するための媒介契機として選ばれた筈の調査客體、即ち、新屋敷、中蓮、西之原、三實行組合の諸農家は、此の意味のものとしては、頗る不適正であつた。之を新屋敷について見れば、此處には、蘭草を栽培しないで而も雇傭勞力を吸引してゐるやうな農家は一戸も無かつたけれども、かの現象そのものは、即ち冒頭で示唆された如く、事實に於いて、蘭草栽培農家のみならず、亦、蘭草栽培には無關係な所謂大規模米麥作農家をも、相當な比重に於いてその構成要素としてをり、他方、それら二要素が、緊密な關聯を以て、現象全體を規制してゐる。例へば、米麥作農家に於いて、春季ならば、6月中下旬乃至7月上旬頃、秋季ならば、11月中下旬乃至12月上旬頃、雇傭された揚句、引續いて、蘭草栽培農家へ移る勞働者が、從來相當有つたことは事實だし、又例へば、左様な移動勞働者と蘭草栽培農家との關係乃至連絡を仲介する者の一部が、彼上の如き米麥作農家であつたことも、事實である。又、それら米麥作農家の雇傭勞力使役期間や時期が、天候に依り甚しく唐突な變化を來たす結果——といふ謂は、岡山縣の大規模米麥作農家に於ける作業行程に對し、耕起作業の豫定時期に、晴天であるか、雨天であるかといふことが、どれ程、大きな影響を及ぼすものかを檢べれば、理解できる、——蘭草栽培農家側でも、さらでに、氣まぐれな勞力需要姿態を、脈が上に、暴君的たらしめた實例も確かに有る。そのやうな實例が幾多も知られてをる限り、且亦、當然有つて然るべきことと考へられる限り、新屋敷の農家に關する調査のみを以て、かの現象全體を追究しようと試みることは、かりにできても、差し控へらるべきである。然し、さうであれば、寧ろ、新屋敷の諸農家の與へる資料を媒介として、素直に、蘭草栽培農家の勞力吸引事情を追究すれば、よからうではないか。我々も、實は然う考へたが、此處にもやはり、同じ由來の障害や、一層手剛い障害が横つてゐる。それらのうち、同じ由來の障害と見做さるべきものは、左様な見地に立つ我々にとつて、香川側の諸農家が、一向に役立つてくれないといふことである。斯く記す意味は、我々の調査客體の中に、蘭草栽培農家への勞力を提供してきた農家が無いといふのでは、決して無い。何故なら、香川側の兩部落を通じると事實、二人の農家戸主が、八、九年前、蘭刈及び田植に、岡山縣下へ出稼ぎしてをり、別の農家戸主二人が、昭和十六年と十七年に、やはり、蘭刈と田植に出てをり、更に別の農家戸主一人は、自分の長男を、目下は戦線に送つてゐるが、出征前、二ヶ年續けて、蘭刈に出したといふ状況であつたのだからである。其の上、それらの諸農家は、我々の推測に依れば、恐らくは、一般に、岡山縣下へ季節働きに出る香川縣下諸農家を代表する如き性格を備へてゐるものとさへ見做されるであらう。その限り、我々の見地にとつても、それらは、寧ろ、大いに参考となる。それにも拘はらず、我々はやはり、それらが一向に役立つてくれぬと、愚痴る。此の理由は、實のところ、蘭草栽培農家の請入れる雇傭勞働者群に位して、それら諸農家の占むべき位置が、二義的のものでなければならぬと判断されるにも拘はらず、確定され得ないといふことに在る。之を端的に言へば、蘭草栽培農家の勞力吸引事情を追究するために、勞働者側からの手掛りを求めるとすれば、第一には、香川縣下の農家ではなく、岡山縣下の諸郡に多い特殊部落の、いろいろの職業者についての調査が必要であり、第二には、岡山縣下の過小農家に關する調査と相即的に、香川縣下の、特

に目安のつけられた地域の過小農家に関する調査が、第三に始めて、我々の調査客體の如きが、採り挙げらるべきであるといふやうに判断される一方、この判断根據を明示することが、資料的には殆んど不可能であるといふ事情に歸する。左様なことを、指すのである。

ついで、採り挙げられる問題は、曩に、一層手剛い障害と呼ばれたところのもので、若し、これが無かつたとすれば、我々としても、本篇を、多少共、意味あるものに作り上げるための努力が致せたであらう。何故なら、既述の過程に鑑みても、例へば、新屋敷の諸農家に於ける資料だけを媒介として、換言すれば、労働者側の資料を一應問題外として、蘭草栽培農家の勞力吸引事情を、纏めることは、兎も角、できさうだからである。即ち例へば、我々の調査した限りで、蘭草栽培農家の生産構造や、雇傭慣行や、雇傭人員やその出身地、職業などや、その他いろいろのことを、或る程度の統一的基礎の上に配列すること、若しくは逆に、それらの中に、兎も角、或る程度の統一的基礎を見付け出すこと、はできさうだからである。けれ共、實は、その際の統一基礎を、多少共、指導の基礎確立に資するに足るものでなければならぬと考へる我々は、此の途を選び得ない。それと言ふのは一つには、新屋敷に於ける資料が、動態的側面に於いて、乏しく且つ不確實であること、二つには、今村單位に於いても、その他の單位に於いても、蘭草栽培農家を農家一般と區別して取扱つてゐる如き資料が全然獲られなかつたこと。三つには、我々の調査客體が、此の見地に資するものとしては、僅か十戸に過ぎないこと、等、以上要するに、我々の、直接、驅使できる資料が、靜態的側面でも、動態的側面でも、極めて乏しいことに依る。尤より、我々としても、それらの障害を、我々の力で取り除けるわけにはゆかぬものと思ひこそすれ、克服できぬものと思つてゐない。たゞ然し、それを克服するためには、實に繁瑣な、思辨の過程が必要であると考へられ、本報告書の如きに対しては、寧ろ、甚だ不適當な努力が、試みられねばならぬと、思はれる。何故なら、蘭草栽培に關聯して生じる諸事情は、他の農作物一般のそれと著しく異り、例へば、栽培量の僅かな變動が、凡ての部面で顯著な變化を惹起するのに、年毎に、それを栽培する農家も相當變動するし、各農家單位に於ける栽培量も激變するので、何らかの意味に於ける一般的規定を導出することさへ、容易でないからである。

大略、斯様なわけで、我々は、相當期間、迷ひを重ねた揚句、易きに就いた。のみならず、其の相當期間の迷ひ故に派生してきた事務處理上の都合に制約されて、香川縣に於ける諸資料を剽奪することに定めた。従つて、我々としては、いろいろの人達に対して、相當、申し譯の無い氣持を抱いてゐるが、一重に、叱責を甘受するのみである。

第一章 今村を單位としての諸資料

今村は、岡山市の西南に隣接し、十八箇の部落、十八箇の農業實行組合を以て、構成されてをり周知の如く、蘭草栽培の最も盛なる處である。

一、戸數及人口

(イ) 現在戸數及び現住人口(昭和十七年度)

第一表

戸數(産業別)		
農	業	343 戸
工	業	24 戸
商	業	14 戸
公	務自由業	34 戸
交	通業	8 戸
家	事使用人	4 戸
其	他有業	103 戸
無	業	3 戸
總	計	533 戸

第二表

人口			一戸當平均人口
男	女	計	
1450	1200	2650	$\frac{2650 \text{ 人}}{533 \text{ 戸}} = 5 \text{ 人弱}$

3、農家集團の土地所有状況に関する参考資料

A、耕地の自小作別分類の静態と動態

第九表

年次	地目	自作分		全體=對スル 自作分ノ割合	年次	地目	自作分		全體=對スル 自作分ノ割合	年次	地目	自作分		全體=對スル 自作分ノ割合
		反	反				反	反				反	反	
大正1	田	1,895	2,341	1707 = 0.42 4063	大正12	田	2,188	1,816	2212 = 0.55 4039	昭和9	田	1,990	1,942	2017 = 0.51 3968
	畑	12	15			畑	25	8			畑	27	9	
	計	1,707	2,356			計	2,213	1,824			計	2,017	1,951	
2	田	1,705	2,331	1717 = 0.42 4034	13	田	2,194	1,812	2219 = 0.55 4033	1	田	1,990	1,936	2017 = 0.51 3963
	畑	12	15			畑	25	8			畑	27	10	
	計	1,717	2,346			計	2,219	1,820			計	2,017	1,946	
3	田	1,943	2,091	1963 = 0.48 4061	14	田	2,188	1,818	2213 = 0.55 4039	11	田	1,990	1,933	2016 = 0.51 3969
	畑	20	7			畑	25	8			畑	26	10	
	計	1,963	2,098			計	2,213	1,827			計	2,016	1,943	
4	田	1,944	2,090	1964 = 0.48 4061	昭和1	田	2,188	1,816	2213 = 0.55 4037	12	—	—	—	
	畑	20	7			畑	25	8			畑	—		—
	計	1,964	2,097			計	2,213	1,824			計	—		—
5	田	1,969	2,044	1989 = 0.49 4012	2	田	2,188	1,816	2213 = 0.55 4037	13	田	1,990	1,932	2015 = 0.51 3958
	畑	20	9			畑	25	8			畑	25	11	
	計	1,989	2,053			計	2,213	1,821			計	2,015	1,943	
6	田	1,947	2,071	1967 = 0.49 4049	3	田	2,217	1,788	2142 = 0.50 4035	14	田	1,861	2,052	1886 = 0.48 3949
	畑	20	11			畑	25	8			畑	25	11	
	計	1,967	2,082			計	2,142	1,796			計	1,886	2,063	
7	田	1,935	2,083	1965 = 0.48 4019	4	田	1,877	2,097	1904 = 0.47 4022	15	田	1,860	2,051	1888 = 0.48 3947
	畑	20	11			畑	32	16			畑	28	8	
	計	1,955	2,094			計	1,909	2,113			計	1,888	2,059	
8	田	2,031	1,984	2356 = 0.51 4049	5	田	1,877	2,098	1903 = 0.45 4010	16	田	1,981	2,199	2023 = 0.48 4230
	畑	22	9			畑	26	9			畑	42	8	
	計	2,053	1,993			計	1,903	2,107			計	2,023	2,207	
9	田	2,115	1,903	2137 = 0.53 4049	6	田	1,875	2,097	1901 = 0.45 4007	17	田	1,981	2,216	2023 = 0.48 4247
	畑	22	9			畑	26	9			畑	42	8	
	計	2,137	1,912			計	1,901	2,106			計	2,023	2,224	
10	田	2,105	1,913	2127 = 0.53 4049	7	田	1,862	2,085	1888 = 0.47 4032	—	—	—	—	
	畑	22	9			畑	26	9			畑	—		—
	計	2,127	1,922			計	1,888	2,094			計	—		—
11	田	2,123	1,878	2151 = 0.53 4038	8	田	1,875	2,061	1902 = 0.48 3972	—	—	—	—	
	畑	25	9			畑	27	9			畑	—		—
	計	2,151	1,887			計	1,902	2,070			計	—		—

B、農家集團の自小作別分類の静態と動態

第十表

年次別	總農家戸數	内 譯			年次別	總農家戸數	内 譯		
		自作農家	小作農家	自作兼小作農家			自作農家	小作農家	自作兼小作農家
大正1	373	95	143	135	昭和3	349	99	86	164
2	385	97	151	137	4	349	99	86	164
3	385	116	119	150	5	349	99	86	164
4	402	107	120	175	6	349	99	86	164
5	405	108	120	177	7	342	111	94	177
6	374	104	103	167	8	343	97	84	162
7	379	104	108	167	9	337	69	78	190
8	379	111	126	142	10	335	63	79	193
9	379	111	123	145	11	335	63	79	193
10	363	74	116	117	12	—	—	—	—
11	365	74	114	177	13	335	63	79	194
12	367	75	113	179	14	345	62	73	210
13	367	76	112	179	15	346	57	80	209
14	359	72	106	181	16	340	51	81	208
昭和1	359	72	106	181	17	343	51	81	208
2	359	72	106	181	—	—	—	—	—

第十一表 (昭和十七年度)

自小作別農家戸數 計 343 戸				
貸付地1町以上 所有スル自作農	自 作	自 作 兼 小 作	小 作 兼 自 作	小 作
8 戸	52 戸	102 戸	105 戸	76 戸

C、農家集團の耕地所有規模別構成

註 漏りある資料を入手できなかった

4、農家集團の專業兼業別構成

A、年次別靜態とその累年動態

第十二表

年次別	農家戸數合計			年次別	農家戸數合計		
	内 課		内 課				
	專業農家	兼業農家		專業農家	兼業農家		
大正 8	379	46	昭和 6	349	26		
9	379	46	7	382	27		
10	363	53	8	343	20		
11	365	55	9	337	31		
12	367	54	10	335	42		
13	367	52	11	335	42		
14	359	43	12	—	—		
昭和 1	359	43	13	335	40		
2	359	43	14	355	56		
3	349	25	15	346	36		
4	349	25	16	340	30		
5	349	25	17	343	33		

B、昭和十七年度に於ける兼業農家群の兼業種類別分類表

第十三表

總戸數 33戸	自ラ産業ヲ營ムモノ			賃労働ヲ營ムモノ			
	漁業	商業	小計	交通業	大工業	職員勤務	小計
	2戸	13戸	15戸	9戸	1戸	8戸	18戸

四、農家の役畜、農機具所有狀況

(イ) 役畜所有狀況の變遷

第十四表

内 年次別	耕作用牛馬頭數		合 計	内 年次別	耕作用牛馬頭數		合 計
	牛	馬			牛	馬	
大正元年	179	11	190	昭和 3	164	35	199
2	176	15	191	4	162	18	180
3	177	15	192	5	169	25	194
4	167	24	191	6	131	25	156
5	174	20	194	7	126	43	169
6	169	20	189	8	141	41	182
7	159	31	190	9	113	50	163
8	159	22	181	10	121	47	168
9	168	31	199	11	121	47	168
10	197	32	229	12	—	—	—
11	194	31	225	13	121	36	157
12	269	32	301	14	96	34	130
13	188	42	230	15	55	31	86
14	168	48	216	16	60	30	90
昭和元年	134	52	186	17	92	28	120
2	151	46	197				

2、昭和十七年度の靜態

第十五表

牛		馬	
飼育戸數	飼育頭數	飼育戸數	飼育頭數
92戸	92頭	28戸	28頭

(甲) 主なる農機具所有状況の變遷

1、農用石油發動機

第十六表

年次	共同有臺數				同上ニ對スル共同總人員	個人有臺數				共同有個人有合計馬力數
	五馬力以上ノ臺數	三馬力以上五馬力未満ノ臺數	三馬力未満ノ臺數	計		五馬力以上ノ臺數	三馬力以上五馬力未満ノ臺數	三馬力未満ノ臺數	計	
昭和2年	—	—	21	21	49	—	1	59	60	180
3	—	—	23	23	55	—	2	129	131	314
4	—	—	25	25	57	—	2	132	134	322
5	—	—	25	25	57	—	2	132	134	322
6	—	—	25	25	57	—	2	132	134	258
7	—	—	25	25	57	—	2	132	134	258
8	—	3	22	25	59	—	1	136	137	335
9	—	—	37	27	63	—	3	155	158	386
10	—	4	36	40	98	—	6	155	161	440.5
11	—	4	35	40	98	—	6	155	161	440.5
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	1	11	25	37	87	—	34	193	227	751
14	—	6	22	28	25	—	32	206	238	767
15	—	2	3	5	15	—	125	209	334	1,070
16	—	7	9	16	35	—	84	222	305	839
17	—	7	9	16	35	—	97	228	325	850

2、電 動 機

第十七表

年次	共同有				計	個人有				計
	二馬力以上ノ臺數	二分ノ一馬力以上ノ臺數	臺數	使用人員		二馬力以上ノ臺數	二分ノ一馬力以上ノ臺數	四分ノ一馬力以上ノ臺數	臺數	
昭和6	1	1	2	93	—	1	—	1	—	—
7	1	1	2	93	1	4	—	5	—	—
8	1	1	2	146	1	4	—	5	—	—
9	2	1	3	252	1	8	1	10	—	—
10	3	3	6	252	1	7	10	18	—	—
11	3	3	6	252	1	7	10	18	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	3	3	6	245	1	12	20	33	—	—
14	3	2	5	245	2	13	21	36	—	—
15	3	2	5	245	2	13	20	35	—	—
16	4	2	6	130	2	13	20	35	—	—
17	1	2	3	—	—	5	5	10	—	—

3、農用動力連結機

第十八表

年次別	揚水機	脱穀器	攪別器	粗摺機	精白器	豆粕切機	耕耘機	花庭機
昭和2	—	81	85	85	43	—	—	—
3	—	110	10	135	75	—	—	—
4	—	144	135	137	77	—	—	—
5	—	144	135	137	77	—	—	—
6	—	144	135	137	77	—	—	—
7	—	141	145	137	77	—	—	—
8	—	150	56	137	90	—	—	—
9	—	158	65	101	67	48	—	—
10	—	183	50	95	60	32	—	—
11	—	183	50	95	60	32	—	—
12	—	—	—	—	—	—	—	—
13	250	195	—	38	製粉器140	—	42	35
14	235	196	—	22	製粉器135	—	83	30
15	240	201	—	25	製粉器140	—	87	29
16	231	230	—	30	製粉器142	—	140	29
17	221	228	—	20	13	—	145	35

(ハ) 参考のための附言

本村の耕地全體は凡そ二百六十年以前に埋立開墾されたるものなれば、別しての土地改良工事を施されたることなけれども、平坦にして、區劃も、整然たり。加之、水利極めて良く、到る處横縦に交錯せる約一間幅の水路は、灌排水上のみならず、亦、運搬上にも便益するところ、甚だ大なること、例せば、各農家共、概ね、明治年代より引續き、小舟一艘を有し居るが如きに、推察せらる。

五、生産概況

(イ) 主要生産物各の年次別總生産高及總價額

第十九表

年次	米		麥		藁草		薯表		荳蔻及花菓	
	生産額	總價額	生産額	總價額	生産額	總價額	生産額	總價額	生産額	總價額
大正 1	石 8,716	圓 183,600	石 312	圓 4,064	圓 286,497	圓 79,583	圓 51,300	圓 13,851	圓 1,000	圓 —
2	10,816	217,295	1,106	9,877	212,271	73,180	51,850	15,330	50	235
3	10,883	130,855	1,016	8,554	248,588	64,857	52,050	11,972	51	227
4	8,995	114,283	1,748	18,310	248,832	64,627	52,200	15,660	45	216
5	11,070	167,574	1,492	12,758	286,251	153,777	138,190	55,562	40	220
6	9,454	207,988	1,300	19,274	431,685	162,027	121,700	56,480	40	296
7	9,252	361,592	2,639	55,074	255,040	171,911	11,900	77,350	10	110
8	12,222	648,957	1,770	43,068	231,288	187,544	120,800	126,840	10	130
9	10,810	325,645	6,914	29,564	264,600	132,300	118,000	82,000	20	241
10	10,192	370,944	1,333	22,336	263,692	235,608	122,900	97,600	22	308
11	10,238	273,834	2,185	33,570	317,900	254,650	123,000	98,400	20	320
12	9,587	336,079	1,256	19,693	366,960	256,872	48,020	45,619	30	432
13	10,370	415,337	711	10,943	460,350	253,192	49,650	32,272	230	2,700
14	9,803	367,894	1,106	30,280	374,640	149,856	52,890	31,734	200	2,660
昭和 1	9,709	315,580	1,408	21,088	364,100	193,874	53,260	39,915	3,580	27,224
2	10,645	310,339	1,594	26,696	382,682	181,933	51,520	33,164	2,850	22,800
3	9,572	260,299	1,971	27,000	401,650	200,825	59,535	41,674	1,824	14,797
4	9,199	225,272	1,742	18,639	465,300	279,180	56,980	25,611	1,428	8,568
5	11,111	237,665	1,401	3,721	383,625	134,258	51,625	19,617	838	3,771
6	7,780	184,400	501	17,567	288,800	86,640	53,205	22,346	916	4,560
7	10,571	250,238	1,737	19,185	373,950	168,277	—	—	—	—
8	11,285	232,390	1,419	21,830	415,500	199,440	58,500	26,325	1,830	11,100
9	8,978	234,370	2,063	21,245	490,590	196,236	97,810	53,795	6,250	43,750
10	10,482	305,253	2,035	43,967	391,230	156,192	97,030	48,700	6,000	42,000
11	10,351	306,286	2,481	59,928	278,400	167,040	95,000	61,750	6,000	42,500
12	10,142	324,058	2,701	60,755	417,000	250,200	96,500	67,550	6,000	54,000
13	11,029	377,026	2,902	92,898	417,600	313,200	92,000	68,200	4,000	40,000
14	10,373	458,767	2,948	—	450,296	577,782	96,500	106,150	4,200	54,900
15	9,885	420,223	—	—	—	—	88,600	113,180	5,400	97,200
16	—	—	3,409	—	282,048	—	—	—	—	—

(ロ) 主要農作物各の年次別作付反別

第二十表

年次	米			麥			藁草	年次	米			麥			藁草		
	反	反	計	大麥	裸麥	小麥			計	反	反	計	大麥	裸麥		小麥	計
明治 29	3735	330	4065	—	318	28	346	732	大正 8	3745	198	3943	13	291	1138	1142	838
30	3740	325	4065	25	119	31	175	551	9	3750	198	3948	12	287	1135	1131	882
31	3740	325	4065	—	357	35	392	398	10	3712	204	3916	10	387	934	1331	922
32	3740	325	4065	32	393	43	468	376	11	3660	282	3942	80	355	850	1213	1100
33	3740	325	4065	27	210	45	282	639	12	3772	232	4004	15	246	928	1189	1320
34	3556	509	4065	30	75	30	135	1004	13	3782	224	4006	42	131	396	564	1674
35	3740	325	4065	30	115	35	180	1267	14	3771	235	4006	38	226	624	888	1338
36	3738	321	4059	21	65	58	144	704	昭和 1	3696	310	4006	48	226	691	1065	1324
37	3735	321	4056	—	—	—	—	400	2	3681	323	4004	3	101	613	717	1352
38	3735	321	4056	130	230	90	450	—	3	3684	320	4004	7	86	791	887	1385
39	3695	350	4045	100	290	95	455	—	4	3570	334	3904	12	103	889	914	1551
40	3695	350	4045	90	230	85	405	—	5	3559	345	3904	11	107	921	1043	1385
41	3694	284	4042	40	220	70	330	916	6	3576	349	3925	12	195	1037	1214	1213
42	3682	360	4042	40	200	60	300	739	7	3565	357	3932	13	102	1055	1170	1385
43	3680	358	4038	30	160	60	250	966	8	3632	174	3806	11	95	1163	1269	1662
44	3785	250	4035	20	205	100	325	1059	9	3661	134	3795	4	80	1098	1182	1817
大正 1	3790	245	4035	20	230	130	380	1179	10	3616	148	3764	25	76	1166	1296	1449
2	3800	236	4036	195	433	530	1158	997	11	3564	177	3741	25	70	1399	1594	1660
3	3843	192	4035	58	465	626	1149	942	12	3622	179	3801	34	76	1384	1694	1390
4	3725	238	3963	13	401	959	1173	864	13	3628	173	3801	25	75	1726	1826	1440
5	3671	288	3959	7	290	965	1292	951	14	3556	240	3796	15	34	1782	1811	1462
6	3773	170	3943	9	145	868	1022	1463	15	3478	318	3796	35	195	2110	1340	1808
7	3770	170	3940	43	429	1068	1540	865	16	—	—	—	25	428	2216	—	982

(ハ) 米、麥、藎草、各の年次の反當收量

但し、藎草については、加工部門に費消されし部分の除外されあるため、且は、その複雑な規格別の無視されあるため、特に、参考程度以上の信頼を措くべからず。

第二十一表

種別 年次	米			麥				藎草
	梗	糲	平均	大麥	裸麥	小麥	平均	
大正 1	石 2.15	石 2.30	石 2.13	石 0.80	石 0.83	石 0.80	石 0.81	貫 213
2	2.68	2.64	2.66	0.90	0.95	0.98	0.94	213
3	2.70	2.68	2.69	0.91	0.75	1.00	0.89	264
4	2.20	2.10	2.15	1.02	1.27	1.27	1.39	254
5	2.81	2.65	2.73	1.20	1.00	1.20	1.13	301
6	2.40	2.35	2.38	1.20	1.10	1.30	1.20	295
7	2.35	2.25	2.30	1.60	1.42	1.81	1.62	296
8	3.11	2.88	3.00	2.00	1.30	1.20	1.50	276
9	2.74	2.72	2.73	1.83	1.20	1.10	1.38	300
10	2.60	2.56	2.58	1.20	1.05	1.00	1.07	286
11	2.60	2.56	2.58	2.00	1.80	1.80	1.87	289
12	2.40	2.30	2.35	1.45	1.25	1.05	1.25	278
13	2.60	2.40	2.50	1.40	1.20	1.25	1.28	275
14	2.45	2.40	2.43	2.00	1.56	1.57	1.71	280
昭和 1	2.38	2.30	2.34	1.72	1.61	1.62	1.65	275
2	2.67	2.53	2.60	2.13	1.79	2.04	1.99	283
3	2.39	2.32	2.36	1.97	1.61	1.75	1.78	270
4	2.36	2.24	2.30	1.94	1.59	1.75	1.76	300
5	2.83	2.61	2.71	1.86	1.45	1.32	1.54	275
6	2.00	1.80	1.90	1.54	0.53	0.36	0.81	238
7	2.71	2.55	2.63	1.86	1.53	1.51	1.63	270
8	2.96	3.01	2.99	1.55	1.20	1.10	1.32	250
9	2.36	2.34	2.35	2.00	1.80	1.74	1.85	270
10	2.78	2.87	2.83	2.00	1.60	1.60	1.73	270
11	2.77	2.63	2.70	1.80	1.60	1.65	1.68	310
12	2.66	2.71	2.69	1.75	1.58	1.59	1.64	300
13	2.89	2.94	2.92	2.20	1.30	1.60	1.70	230
14	2.71	2.95	2.83	2.00	1.50	1.60	1.70	380
15	2.60	2.65	2.63	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—	—	—	287

(二) 米、麥、藎草、各の年次別反當粗收入

但し書は前項に準ず。米、麥に付いても同要領なり。

第二十二表

年次	米	麥	藎草	年次	米	麥	藎草
大正 1	圓 45.51	圓 10.70	圓 67.04	昭和 1	圓 78.82	圓 22.62	圓 123.92
2	53.71	8.53	73.31	2	77.51	37.31	134.56
3	32.43	7.44	68.85	3	65.01	32.35	145.00
4	28.80	15.61	74.79	4	57.69	29.32	180.00
5	40.23	9.95	161.70	5	68.59	17.87	96.21
6	52.07	18.85	110.70	6	46.97	29.99	71.42
7	90.18	35.79	197.70	7	63.80	15.01	121.49
8	164.59	37.71	223.70	8	61.06	9.03	120.00
9	82.48	20.62	150.00	9	61.76	21.00	108.00
10	94.49	16.78	334.00	10	81.09	20.62	108.00
11	69.46	27.67	231.50	11	81.87	29.23	144.00
12	83.90	16.56	194.60	12	85.26	35.38	130.00
13	136.79	19.24	151.24	13	99.19	33.27	217.50
14	91.83	34.11	112.00	14	120.86	50.46	395.19

(*) 参考；——米、麥各の單位當價格の變遷は以下の如けれども、藎草については、その規格の複雑なるため、適確資料の蒐集乃至作成不可能なり

第二十三表

種別 年次	米		麥		
	粳石當價格	糯石當價格	大麥石當價格	裸麥石當價格	小麥石當價格
大正 1	21.00	22.00	7.00	13.00	14.00
2	20.00	21.50	5.00	8.00	11.00
3	12.00	12.50	4.00	7.50	12.10
4	13.00	15.50	6.00	7.00	12.00
5	15.00	17.00	4.06	6.00	9.20
6	24.00	25.00	9.00	14.00	15.00
7	39.00	41.00	14.00	18.00	22.00
8	53.00	55.00	15.00	26.00	25.00
9	30.00	32.50	10.00	20.00	18.00
10	36.00	42.00	9.00	14.00	18.00
11	28.25	26.50	11.50	15.50	17.00
12	32.50	31.00	11.00	17.00	16.50
13	42.50	41.50	12.50	21.00	20.00
14	37.50	38.00	14.00	23.00	22.00
昭和 1	33.00	35.50	10.30	15.00	19.00
2	29.00	31.00	9.10	14.00	17.60
3	28.00	30.50	9.00	13.00	16.50
4	24.00	30.00	8.90	13.50	15.80
5	15.00	15.00	5.50	7.50	7.50
6	23.50	26.00	4.25	7.70	11.00
7	23.50	25.50	6.50	9.80	15.00
8	20.50	22.50	7.00	12.00	13.00
9	26.00	29.00	7.00	12.00	13.00
10	29.00	32.00	9.00	15.00	19.05
11	29.50	31.50	9.00	15.00	23.75
12	32.00	31.00	13.00	17.00	22.00
13	34.00	38.00	13.00	22.00	27.00
14	43.67	51.83	17.10	29.46	31.70
15	42.00	48.00	—	—	—

(へ) 参考附言；——藎草を栽培せる農家數並びに藎草加工に従事せる農家數等に関しては資料皆無なり。

六、民度に關する參考資料の一つとして第二十四表を記載す

第二十四表 (農家戸主の教育程度)

年次	程 度	小學校程度	中學校程度	大學校程度	農事講習會又ハ之ニ準スベキモノニ於テ講習ヲ受ケタルモノ	合 計
大正 8	—	—	1	—	22	23
9	—	—	1	—	22	23
10	—	—	1	—	22	23
11	—	—	1	—	22	23
12	—	—	1	—	26	27
13	—	—	1	—	26	27
14	6	—	1	—	30	37
昭和 1	6	—	1	—	30	37
2	6	—	1	—	30	37
3	75	—	1	—	30	106
4	83	—	1	—	30	114
5	88	—	2	—	30	120
6	92	—	2	—	30	122
7	96	—	2	—	30	123
8	101	—	2	—	30	133
9	107	—	2	—	30	139
10	113	—	2	—	30	145
11	118	—	2	—	30	150
12	—	—	—	—	—	—
13	118	—	2	—	30	150
14	124	—	2	—	30	156
15	135	—	3	—	30	168
16	147	—	3	—	32	182
17	147	—	3	—	32	182

第二章 新屋敷農事實行組合に於ける諸資料

今村の一部落としての新屋敷には、總戸數 17 戸が包括されてゐるが、此のうちの二戸は、名目上の專業工業家、實質上の隸細加工業者と工務従業員で、兎も角、農業とは無關係である。だから農事實行組合としての新屋敷は、十五戸の農業を以て、構成されてゐる。これらの農家について、いろいろの事項を見ること、それを、本章の主眼とする。

一、農家別家族の構成……昭和十七年度に於けるもの、常識的判定に依る。

第二十五表

農家番號及ビ 戸主年齢()		1 (70)		2 (41)		3 (37)		4 (43)		5 (48)		6 (22)		7 (41)		8 (39)	
在不在 別、性別、 年齢別、 家族總員 數	年齢別 在不在 性別 男女	在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女	
		16-21		1	1					1	1	1	1				
22-42				1	1			1	2	1	1			1		1	1
43-61		1	1					1		1							
62-80		1	1							2		1				1	1
81以上																	
1-7								1		2						2	
8-11		2		1		1		1		1						1	
12-15		2		1		1				1							1
農家戸主ノ判定ニ依ル 家族内農業従事者從業 日數總合計(昭和十七 年)		1130		600		200		1500		850		0		150		605	
家格、血縁、ソノ 他、著シク注意ニ 値スル事項ノ摘録 欄		1ガ2年前、北部山間ヨリ移住、目下ハ、長男ガ組合長ヲ務メアリ		1ノ二男		1ノ長女目下ハ無所有且不作、從ツテ、農業手傳ヲ主トス		部落第一ノ舊家、6ノ耕地ヲモ5ト分割シテ經營中		4ノ父ノ兄ノ次男、6ノ耕地ヲモ4ト分割シテ經營中		5ノ兄ノ長男、目下應召中昭和十七年度ハ不耕		4ノ父ノ妹ノ長男目下在神戶		舊家、耕地所有概況、著シク變遷	

第二十五表 (つゞき)

農家番號及ビ 戸主年齢()		9 (36)		10 (62)		11 (43)		12 (43)		13 (38)		14 (19)		15 (28)		
在不在 別、性別、 年齢別、 家族總員 數	年齢別 在不在 性別 男女	在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		在不在 性別 男女		
		16-21								1						
22-42		1	1	2	3	1		1		1		1	1		1	1
43-61					1		1		1			1	1			
62-80				1												
81以上																
1-7		1	1		1			1				2				
8-11		2			1	1		1				1				
12-15					1		1		1		1					
農家戸主ノ判定ニ依ル 家族内農業従事者從業 日數總合計(昭和十七 年)		300		840		450		450		500		720		650		
家格、血縁、ソノ 他、著シク注意ニ 値スル事項ノ摘録 欄		8ノ弟ニテ、10年前分家、元來工員ナルモ、目下應召中		六代以上ノ舊家、耕地關係ニハ殆ソド變化ナケレド、加工部門ヲ分業的ニ取入レテキル		二十年前新入、當時カラ耕地所有狀況變化ナシ		六年前他部落ヨリ分家移住		舊家		14、15ノ兩者ハ、叔父、甥ノ關係ニシテ、家財產ヲ別ニスルモ、共同經營ヲナシ、純益ヲ勞力割ニ分配ス				

註、共同作業ニ依ル勞力ノ出入ハ、本表ニ於イテハ無視サレ、即チ自家從業中ニ包含サレアリ、又加工作業モ一應農業ト見做サレアリ。

二、耕地と所有との関係（農家別）

(イ) 戸別総覽

第二十六章

農家番	耕地面積	所有耕地面積 (反)	貸付耕地面積 (反)	借入耕地面積 (反)	差引現在耕作耕地面積 (反)	備考
1		23	5	15	30	(イ) 宅地 200 坪所有 (ロ) 所有前遺著シ
2		6.4	2.6	23.1	26.9	(イ) 宅地 210 坪所有 (ロ) 分家時ヨリ、自作地増、小作地増
3		0	0	0	0	(イ) 村外ニ、家屋敷所有 (ロ) 昭和十八年ヨリ、1ノ所有ニカカルコノ小作地 3反8畝ヲ耕作スル確定
4		16.3	0	15.2	31.5	(イ) 宅地 29 坪所有 (ロ) 變化跡シ
5		12.5	0	11.5	24.0	(イ) 宅地 24 坪所有 (ロ) 變化跡シ
6		7	7	0	0	(イ) 宅地 10 坪所有 (ロ) 戸主應召ニヨリ、耕地全テヲ、4 及ビ 5 = 依託貸付
7		0	0	3	3	(イ) 宅地 120 坪ハ 5ノ所有 (ロ) 先代、現戸主共、農業ニ従事セズ、農業ハ現戸主ノ母ノミニテ經營
8		0.5	0	7.2	7.7	(イ) 宅地 200 坪及村外山林 1 反 2 畝所有 (ロ) 所有地、漸減著シ
9		1.5	0	1.5	3	(イ) 宅地若干ハ所有、戸主ハ日下出征中ナルモ、平素カラ、農業別以外ハ、農業ニ従事セズ
10		12.5	0	2.4	14.9	(イ) 宅地 10 坪所有 (ロ) 所有耕地ハ從來安定 (ハ) 日下ハ勞力調整上、農耕ト關草加工業トヲ分業的ニ經營中
11		4	0	1	5	(イ) 宅地 215 坪所有 (ロ) 全テノ點ニ於イテ、最モ停滯的
12		7.5	0	0	7.5	(イ) 宅地 120 坪所有 (ロ) 分家移住時ヨリ 6 年間不變
13		12.2	0	2.2	14.4	(イ) 宅地 180 坪所有 (ロ) 若干ノ後退的變化アリ
14	共同經營	8.8	4	7.2	12.0	(イ) 宅地 120 坪所有 (ロ) 宅地 150 坪所有 } 共力的ニ前進傾向著シ
15		13.2	0	4.8	18.0	

(ロ) 戸別、貸付慣行

農家番號、1、2、6、14、凡てに於いて、貸付の相手は、部落内、若しくは、部落外の同族なれば、特別の契約など無く、適宜、現物或は勞力等に依り、清算成立せるものと、認定するが如し。但し、凡ての場合に、貸付地が、自己の所有地であるとは限らず、自己の所有地及び借入地の中でも、水利條件、或は土性、距離、その他の點に於いて、比較的

劣等なるものを、貸付け居ることは明瞭なり。たゞ、農家番號 7 の場合のみは、自己所有地のみならず、在來の自己借入地をも、そのまま、悉皆同族へ委託せるものなれば、稍々別個の條件を有せるものなることは、推量し難からざる通りなり。

(ハ) 戸別、借入慣行

1、 第二十七表

農家番號	借入耕地利用状況	所有者所										備考		
		表作		裏作乃至平度外作		部落内		部落外		村内外				
		反	依	反	依	方	有	方	有	方	有			
1	上 1.2	6.5	小麥	4	〇	口約	不定	米	5	5	双方有	有	無	ナシ
	上 1.0	6.5	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.0	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃
	上 2.5	〃	〃	〃	〇	證書	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 3.6	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.5	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 2.0	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中 2.2	6	關草	不詳	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2	中 約 2.8	6	小麥	4	〇	口約	ラ	〃	4	4	〃	〃	〃	〃
	上 6.0	〃	關草	不詳	〇	證書	〃	〃	〃	〃	双方無	〃	〃	〃
	中 1.8	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	双方有	〃	〃	〃
	中 3.0	〃	小麥	4	〇	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	中 4.3	〃	不使用	0	〇	證書	8年	〃	4.5	〃	有	〃	〃	〃
上 1.2	〃	關草	不詳	〇	口約	不定	〃	〃	〃	双方ナシ	〃	〃	〃	
中 4.0	〃	不使用	4	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
4	中 2.8	6.5	不使用	0	〇	證書	〃	代金納	3.5	3.5	双方有	有	〃	〃
	下 1.6	6	〃	0	〇	口約	〃	米	4.5	4	〃	有	〃	〃
	上 1.1	6.5	小麥	4	〇	證書	〃	〃	4	〃	〃	〃	〃	〃
	上 2.2	6	關草	不詳	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 3.6	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.2	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	4.5	4.5	〃	〃	〃	〃
上 1.5	〃	小麥	4	〇	〃	〃	〃	〃	〃	無	無	〃	〃	
上 1.2	〃	〃	4	〇	口約	〃	〃	〃	〃	双方有	有	〃	〃	

第二十七表 (つゞき)

農家番號	借入耕地 中田下田 格(上田、 下田)及び 説明	借入耕地利用状況			所有者		小 作 賃 行							備 考
		表作	裏作	至乃外作	所住部	村落	小作契約	小 作 料		奨有無 米や調米の	減免 借行の有無	小作 有る場合の 有無及び	地主の 保護施設	
								反當 收量	反實 納高					
5	上 2.6	6	藎草	300	○	〃	〃	〃	4	4	無	無	〃	〃
	上 1.6	6	小麦	4俵	○	證書	〃	〃	〃	〃	双方有	有	〃	〃
	上 1.1	〃	〃	〃	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.1	〃	裸麥	1.5	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.4	〃	小麦	4	○	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	下 1.5	〃	〃	4	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
上 2.2	〃	〃	4	○	證書	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
7	上 2.7	〃	〃	4	○	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 0.3	〃	藎草	不詳	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	下 1.2	〃	〃	330	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 1.1	6.5	小麦	4	○	證書	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	上 0.9	6.5	〃	〃	○	口約	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	中 4.0	6.0	〃	〃	○	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	上 1.5	6.5	小麦及 ソラ豆	4俵 不詳	○	〃	〃	〃	4.5	4.7	〃	〃	〃	〃
10	上 2.4	6	藎草	不詳	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃
11	上 1.0	6	〃	300	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃
13	中 0.8 0.6	6	小麦	1俵 3俵	○	證書	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃
14 及び	中 3.7 2.5	6	藎草	300	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃
	2.1 2.6													
15	中 1.1	6.5	小麦	3.5	○	〃	〃	〃	4	4	〃	〃	〃	〃

2、借入慣行に関する補言

- A、藎草栽培用のみに借入れる場合は反當1俵程度の借料を貸主に支拂ふ。此の場合、貸主が、必しも當該地所有主と等しからざるは言を俟たず。
- B、第二十七表に於ける小作料納入形態が、管理後、代金納に移行せることも自明なり。
- C、小作權と見做さるべきものは、存在する如く推量されるれども、明白ならず
- D、爾餘は、常識の教ゆるが如し。

三、主要農器具及び役畜所有状況

第二十八表

農家番號	原 動 機		動 力 連 結 作 業 機					役 畜		
	電 動 機	石 油 發 動 機	揚 水 機	噴 霧 機	脱 穀 機	穀 摺 機	精 米 機	耕 耘 機	牛 頭 數	馬 頭 數
1	$\frac{1}{17}$	1 (3馬力)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3} + \frac{4}{17}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	1	1	0
2	$\frac{1}{17}$	1	$\frac{1}{2}$	$1\frac{2}{3} + \frac{4}{17}$	1	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	1	1	0
3	$\frac{1}{17}$	0	0	$\frac{1}{2} + \frac{4}{17}$	0	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
4	$\frac{1}{17}$	1	1	$\frac{4}{17}$	1	$\frac{1}{17}$	$1\frac{1}{17}$	1	1	0
5	$1\frac{1}{17}$	2	2	$\frac{4}{17}$	1	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	1	1	0
6	$\frac{1}{17}$	0	0	$\frac{4}{17}$	0	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
7	$\frac{1}{17}$	0	0	$\frac{4}{17}$	0	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
8	$1\frac{1}{17}$	1	1	$\frac{4}{17}$	1	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	1	0	0
9	$\frac{1}{17}$	0	0	$\frac{4}{17}$	0	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
10	$1\frac{1}{17}$	1	2	$\frac{4}{17}$	1	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
11	$\frac{1}{17}$	0	0	$\frac{4}{17}$	0	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
12	$1\frac{1}{17}$	$\frac{1}{2}$	0	$\frac{4}{17}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	0	0	0
13	$\frac{1}{17}$	1	1	$\frac{4}{17}$	1	$\frac{1}{17}$	$\frac{1}{17}$	1	$\frac{1}{2}$	0
14 及 15	$\frac{2}{17}$	$2\frac{1}{2}$	2	$\frac{8}{17}$	2	$\frac{2}{17}$	$\frac{2}{17}$	1	$\frac{1}{2}$	0

備考；——共有ノモノハ $\frac{1}{共有者ノ數}$ ト記入シヤリ

- 備考——本部落に於いては上表記載のもの外、例へば、動力織機（所有農家 10戸）動力製糞機等特殊のものあれども、明細ならざれば掲載せず。
- 本部落に於ける耕牛といふは、例外なく、主として、既肥生産のために飼育されあり他方、亦例外なく、11月—6月下旬間以外には、飼育せず。即ち6月下旬—11月間は、賣却されるか、貸與されるか、若しくは他地区の共有者の許に在るか、等、いろいろなり。

四、主要生産物、生産状況

イ、昭和十七年度、主要作物作付状況

第二十九表

種別 農家番號	稻			麥			藎草	
	反	反	反	反	反	反	畝歩	反
1	27.5	2.5	31.0	15.0	2.0	17.0	6.20	10.5
2	27.0	2.0	29.0	10.0	0.8	10.8	10.00	9.0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	27.3	3.5	30.8	13.0	4.0	22.0	7.00	7.8
5	22.5	1.0	23.5	15.0	4.0	16.0	1.00	8.0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
7	3.0	0	3.0	0	0	0	1.0	2.2
8	6.0	1.1	7.1	5.5	0.5	6.1	1.0	0.2
9	3.0	0	3.0	1.6	0	1.6	0	0
10	14.0	1.8	15.8	4.5	0	4.5	4.20	7.0
11	4.2	0.7	4.9	1.5	0	1.5	2.00	3.0
12	8.6	0	8.6	3.0	0	3.0	2.10	3.0
13	11.0	3.5	14.5	7.5	0	7.5	4.00	6.2
14及15	30.7	2.5	33.2	15.0	3.5	16.5	8.00	10.3

note 1. 稻作付面積ハ、第二十六表ノ現在耕作面積ヲ超ユルコトアルモ、ソハ、ソノ間ノ耕作規模變化ニ依ル結果ナリ。
 2. 藎草栽培ハ特殊ノモノナレバ、コレヲ栽培面積ノ點ヨリ、米麥ト總括シテ、經營面積ヲ算出スルコトニハ意義ナシト思量セラル。
 3. 本部落ニ於ケル主要作物ガ、米、麥、藎草ナルコトハ、既ニ、本村ノソレニ關スル統計ニヨリ、察知サレテキルデアロウ、又、藎草作付反別ト麥作物反別ノ競合關係或ハ米反當收量ト藎草栽培トノ相懸關係等ニツイテモ言及ノ要ハアルマイ。
 4. 大麥、探麥ハ現在ニ於イテハ、殆ンド見ルニ足ラズ。
 5. 裏作ノ行ハレオラザル部分ハ總ジテ、耕地餘件ヨロシカラザルナリ。
 6. 輪番ニテ共同苗代（稻、藎草共）ヲ提供ス、從ツテソノ順番ニ當レル者ハ、全耕地ニ比シ裏作、表作共、ヤヤ減少。
 7. 各戸共、ソラ豆、其ノ他自家用野菜ヲ作りソコト、勿論ナリ。
 8. 藎草作付統制ニヨリ、藎草作付減、麥作付増ハ各戸共通ノ現象ナリ。

ロ、昭和十七年内主要作物生産數量は、各作付反別不詳（稻ノミ分明；——上表）なるに依り揭示するも意味少ければ、省略す。

備考；——

昭和十七年内收穫主要作物の反當收量は概ね第三十表に掲載されあるものに準ず

第三十表

	反當收量		反當產收量	
	石斗	貫	石斗	貫
米	本場	2.8		120
	田ノ合	2.7		120
	藎ノ合	2.5		110
	踏場作付合	2.3		110
麥	小麥	1.5		60
	大麥	1.3		55
	探麥	1.6		60
藎草	反當收量			
	長	6尺	トボ	計
	240貫（80斤）	78貫（13斤）	12貫（4斤）	340貫
	外=小トボ 3貫			

五、主要生産物處理状況

- 米、麥に就いては、言及不必要と思料す。
- 米、麥の藎は、概ね、自家用肥料、飼料、繩乃至燃料に充當するもの如く、稀に賣却せるものも有り。世評に、所謂蘭刈人夫への土産物となさるが如き、事例は見當らず。
- 藎草は、例外なく賣却され、而して後、そのうちのトボ、小トボ及び六尺の小部分のみは買戻しの手續きを経て、加工部門に使用せらる。

六、藎草加工の副業部門としての比重

藎草を栽培せる農家は、例外なく、副業として藎草加工を營み、依つて勞力の完全なる使用と、現金收入の増加を計つてゐる。此のことは、我々の聞取及び研究に依れば、少く共、明治二十年頃から繼續されてゐて、本部落農家（一般に藎草栽培農家に於いては然らん）に於ける剩餘生産可能性現實化に對する唯一の機會となつてゐるもの如くである。

我々の研究に依れば、藎草栽培そのことが、世評に言はれる如く、甚だ有利であるといふやうな事態は、大略、日清戰爭當時と、日露及び第一次歐洲大戰當時と、昭和十二、三、四年とだけのやうである。藎草の價格そのものは、年毎に甚だしい起伏を描き乍ら、結局、上昇してきてゐるが、そのことは、農家の採算上の立場からすると、別に大して意味の有ることではない。兎も角、副業加工と結合しない藎草栽培には殆んど、餘剩が無いのが、普通であつたやう

であることだけを、言及してをく。何故然りなるかについては、我々は言及しない。
 又副業加工部門に於ける生産物に關しても、最も多きものは年收12000圓に及ぶもの有るなど、非常に複雑なれば、戸別觀察を省略す、概略統計のみを記せば、第三十一表の如し。

第三十一表 (昭和十七年度)

従業戸数	花菱自動織機	生産物品名並ビニソノ數量					
		本間	五八	二五六	中繼表	蘭繩	蘭袋物
一	一	一八〇〇本	一五〇〇本	一二〇〇本	一〇〇〇東	不	不
一	一	一八〇〇本	一五〇〇本	一二〇〇本	一〇〇〇東	明	明

七、参考のための附言

- (イ) 昭和十二年度本部全戸の負債合計金は金 15200 圓也
- (ロ) 昭和十七年度に於ける各農家の納税額は第三十二表の如し

第三十二表

農家番號	國稅	地方稅	町村稅	團體稅	總計
1	圓錢 108.84	圓錢 30.93	圓錢 124.79	圓錢 23.81	圓錢 288.40
2	215.58	8.95	43.87	10.44	278.84
3	0	0	0	0	0
4	92.48	8.61	39.02	8.60	148.71
5	75.08	28.67	75.73	11.53	191.01
6	139.08	5.99	13.86	2.36	161.29
7	1.12	1.45	4.11	1.03	7.71
8	95.52	8.57	20.52	4.98	139.59
9	2.36	3.88	13.41	2.23	21.88
10	305.80	82.75	208.56	11.48	608.59
11	2.24	4.70	23.05	4.49	34.48
12	40.70	11.13	45.18	7.74	104.75
13	10.12	11.63	27.18	9.45	58.38
14	23.18	4.85	22.21	2.84	53.08
15	30.98	9.15	40.27	6.10	86.50

八、昭和十七年に於ける農家別請入勞力に關する資料

(イ) 所謂請取刈及び血族間の手傳を除ける雇傭勞力請入數と、これに支拂れたる賃銀

第三十三表

農家番號	雇傭延人員	雇傭實人員	支拂賃銀合計 (食ソノ他ヲ含マズ)
1	208人	19人	1995圓
2	90	2	450
3	0	0	0
4	120	10	650
5	325	15	1360
6	0	0	0
7	20	2	110
8	0	0	0
9	0	0	0
10	190 外=年雇1	19 外=年雇1	1135 年雇分約300
11	40	4	300
12	96	8	470
13	325	15	1577.5
14 } 15 }	109	8	860

1、第三十三表記載の請入労働者に関する明細

第三十四表

被雇労働者番号	年齢	平居素住ノ	平素ノ職業	被雇期間	借入於タル農家ノ作テレ業	持シ給リ	借入初メ年機家テ及縁	備考
1	36	徳島縣	不明	6. 1—7. 30及 11. 1—12. 30	麥收穫、一植及 稻收穫麥植付	400圓	5年前風來	雇入農家(番 註、雇入農家 1ノ官分ニ依 レバ、舊知ガ 新シイ借入ヲク 新連レテ來テク レル。ト。然 レシ最近ハ、貸 銀モ若シク高 ク借入モ啗ニ テ得難ク、加 ヘテ二十代ノ 氣者ガ居ナ クテ困ルト。
2	30	"	"	12. 1—12. 30	薯草植付	150	2年前	
3	18	"	"	7. 1—8. 5	除草及手傳	130	今年	
4	45	"	"	8. 6—8. 26	除草及薯ノ選別	90	2年前	
5	20	岡山縣眞庭郡	"	9. 1—9. 20	薯ノ選別	80	今年	
6	27	"	"	7. 12—7. 24	薯ノ收穫	95	"	
7	18	"	"	"	"	60	"	
8	30	"	"	"	"	95	"	
9	33	"	"	"	"	80	"	
10	38	"	"	"	"	72	2年前	
11	20	徳島縣	"	"	"	80	"	
12	22	岡山縣眞庭郡	"	"	"	85	"	
13	50	"	"	"	"	86	4年前	
14	51	"	"	"	"	86	"	
15	35	"	"	"	"	80	"	
16	70	"	"	"	"	70	"	
17	40	"	"	"	"	75	"	
18	41	"	"	"	"	95	5年前	
19	38	"	"	"	"	90	"	
20	35	岡山縣阿哲郡	農	6. 10—8. 15	麥刈、除草、圃刈 田植	300	2年前口入屋	
21	40	鳥取縣	屋根苔職人	11. 1—12. 1	稻刈、薯植付	150	3年前口入屋	

第三十四表(つづき)

被雇労働者番号	年齢	平居素住ノ	平素ノ職業	被雇期間	借入於タル農家ノ作テレ業	持シ給リ	借入初メ年機家テ及縁	備考	
22	37	廣島縣	農	7. 13—7. 20	薯刈及後植	合計050	10年前	雇入農家 4。 一ノ言ニ依レ バ、中心人物 以外ノコトハ 悉ク解ラヌト。 凡モルガ 大部分デアル ソウデアル。	
23	"	"	"	"	"				
24	"	"	"	"	"				
25	36—38	"	"	"	"				
26	"	"	"	"	"				
26	"	"	"	"	"				
27	"	"	"	"	"				
28	"	"	"	"	"				
29	"	"	"	"	"				
30	"	"	"	"	"				
31	"	"	"	"	"				
32	17	岡山縣小田郡	農	7月中旬—同下旬 及11月上旬—12下 旬	薯刈及脱穀薯植 付	190圓	10年前口入屋	雇入農家 5	
33	32	"	"	12月一杯	薯植付	90	7年前 32=依 ル		
34	22	岡山縣川上郡	"	7月中旬—7下旬及 11月上旬—12下旬	薯刈及精刈、脱 穀、薯植	240	5年前口入屋		
35	30	岡山縣久米郡	"	7月中旬—7下旬	薯刈	60	5年前		
36	25	"	"	"	"	60	"		
37	30	香川縣	"	"	"	60	10年前		
38	26	"	"	"	"	60	5年前		
39	23	"	"	"	"	60	"		
40	33	廣島縣	不明	7月中旬—7下旬及 11月上旬—12下旬	薯刈、精刈、脱穀 薯植	240	10年前		
41	不明	"	"	7月中旬—同下旬	薯刈	40	今年		
42	"	"	"	"	"	40	"		
43	"	"	"	"	"	40	"		
44	"	"	"	"	"	40	"		
45	"	"	"	"	"	40	"		
46	"	"	"	"	"	40	"		
47	40	香川縣	左官屋	7. 10—7. 20	薯ノ收穫	70	3年前風來	雇入農家 7。	
48	18	"	農	"	"	40			

第三十四表 (つゞき)

被 備 者 名	年 齢	平 居 住 地	平 職 業	被 備 期 間	備へ入る タラシ イラ作 業	持 シ 給 金	備へ来 入初メ メ年機 家テ及 縁	備 考	
49	50	不明	不明	4. 6—5. 12	春耕作、圃田除 草	59.5	今年風来	雇入農家10	
50	50	岡山縣兒島郡	農	4. 6—5. 12	"	84	1年前		
51	45	朝鮮	不明	7. 1—7. 30	圃田除、圃田、稻 除草	98	今年風来		
52	37	大阪市	"	7. 15—7. 20	圃 刈	27	"		
53	37	香川県	農	7. 15—7. 24	"	63	今年口入雇		
54	38	岡山市	通勤	7. 15—7. 24	"	65	"		
55	50	"	"	"	"	65.5	"		
56	35	岡山縣津部郡	農	"	"	75	5年前		
57	50	岡山縣兒島郡	"	"	"	67	4年前		
58	不明	"	不明	"	"				
59	"	"	"	"	"	計 75	今年57=依ル		
60	"	"	"	"	"				
61	27	岡山縣小田郡	農	"	"	39	4年前	今年風来	
62	20	岡山縣野田郡	"	11. 15—11. 21	稻扱、麥蒔	23			
63	20	"	"	"	"	28			
64	25	"	不明	6. 20—6. 30	田 植	38			
65	30	"	"	"	"	38			
66	50	岡山縣兒島郡	農	11下旬—12下旬	麥蒔、圃植付	175	2年前		
67	50	大阪府	不明	12. 5—12. 25	圃植付	110	3年前		
68	20	岡山縣吉備郡	農	7. 10—7. 20	圃 刈	75			
69	30	"	"	"	"	75			
70	30	"	"	"	"	75			
71	25	"	"	"	"	75			
72	30	香川県	小作農	7. 10—1 22	圃 刈	70	10年前	雇入農家11ノ 言ニ依レバ、 吉備郡カラハ 集團的ニ來ル 慣習ガ二十年 位前カラアツ テ、ソノ延長 ガ今ニ續イテ キルノダト	
73	35	"	"	"	"	60			
74	35	"	"	"	"	60			
75	30	"	"	"	"	65			
76	24	"	"	"	"	70			
77	18	"	"	"	"	40			
78	不明	"	"	"	"	65			
79	"	"	"	"	"	65			
									雇入農家12ノ 言ニ依レバ、 初メ72ガ口入 雇カラ來テ、 ソノ後ハ彼ガ 同勢ヲ引連レ テ來ルト

第三十四表 (つゞき)

被 備 者 名	年 齢	平 居 住 地	平 職 業	被 備 期 間	備へ入る タラシ イラ作 業	持 シ 給 金	備へ来 入初メ メ年機 家テ及 縁	備 考
80	50	岡山縣兒島郡	日傭取	4. 6—5. 12	麥耕作、圃除草	84	14年前	雇入農家13ノ 言ニ依レバ、 古クカラノ種 々ノツナガリ デ、イロイロ ナ新顔ガ代リ ニ來ルカラ、 關係ヲドウ言 ヒ表ハセベコ イカ解ラント
81	48	"	"	"	"	50	3年前	
82	45	"	"	7. 6—9. 4	除草、圃刈、選別	180	10年前	
83	37	大阪府	農	7. 15—7. 25	圃 刈	75	5年前	
84	37	香川県	"	"	"	75	4年前	
85	50	岡山縣阿哲郡	"	"	"	75	不詳	
86	27	岡山縣小田郡	"	"	"	75		
87	24	"	"	"	"	75		
88	40	倉敷市	"	"	"	75		
89	25	岡山市	土木	"	"	75		
90	38	"	日傭取	"	"	75		
91	50	岡山縣川上郡	農	11. 5—12. 28	稻刈、麥蒔、圃植 付	210	今年	
92	35	"	"	11. 5—12. 15	稻刈、稻扱、麥蒔	115	"	
93	20	"	"	11. 15—11. 21	稻扱、麥蒔	24.5	"	
94	20	"	"	"	"	24.5	"	
95	不明	岡山縣鹿野郡	"	6. 20—6. 30	麥刈及圃跡田植	35	"	
96	"	"	"	"	"	35	"	
97	"	岡山縣津部郡	農(自作)	10下旬—12月上旬	稻刈、稻扱、麥蒔	210	6年前	雇入農家14、 15ノ言ニ依レ バ、99ガ新シ イ傭人ヲ連レ テキテケレル ト
98	"	岡山市	賃銀労働者	12下旬カラ一週 間	圃 植	50	5年前	
99	"	岡山縣久米郡	農(自作)	7. 17カラ一週間	圃 刈		30年前	
100	"	香川県	農	"	"		10年前	
101	"	岡山縣久米郡	"	"	"		27年前	
102	"	倉敷市	通勤者	"	"		10年前	
103	"	香川県	農	"	"		5年前	
104	"	岡山縣久米郡	"	"	"		5年前	
						計 860		

2、第三十四表に關聯せる註

- A、労働者の年齢は、雇入側より見れば、二十代が最も望ましいといふのが一般的意見であるが、近年三十代、四十代の相対的に増加する傾向顯著。
- B、労働者の出身地は、普通考へられてゐる如くとは異り、極めて多様であるが、此のことも、岡山縣下の圃草栽培農家一般の場合に普遍的である。たゞ、序説で述べられたと

ころの蘭刈人夫斡旋事業が発達せる頃には、周知の如く、失業者及至出稼者の氾濫せる時代であるだけ、労働者の出身地職業等が多種廣汎に亘つたにも拘らず、その中に於ける香川県人の比重は、相當大きかつたことが事實である。と同時に、然るべき根拠も、十分開明される。同様に近時岡山縣人の比重は壓倒的に高くなりまざるのみであることも、一般的事實であると共に、十分、然るべき理由を持つことである。

C、労働者の職業は、上表に於いても、相當多種多様であるが、一般的には、更に、然うである。我々の知る限りでも、藝人、與太者、月給取、仲仕、その他いろいろある。然し、總じて、それらの中に於いて、農業が、絶対數としては常に一番多かつたこと及び近時、相對的比重を増大しつゝあること、等は、十分の根拠に立つて確言できる。

D、注意すべきことに、上表からも容易く推察される如く、労働者と雇入農家との關係は一般には余り緊密でない。労働者の中の一部と雇入農家とが、特殊な關係を有してゐるのである。勿論、例外の有る事實を、我々も知つてゐるし、又、昭和七、八年頃には、雇入農家相互が労働者獲得のために競合した結果相當緊密な關係を作り出してゐた事實も我々には解つてゐる。然し現在では、左様な競合の限度は既に越えられて、各農家共兎も角、主要な人物のみに望みを囑してゐるわけである。

E、労働者雇傭の時期、期間、使役作業等の多様なことも、一般的事實である。又賃銀もいろいろな條件に依り、いろいろに區分されるのが、一般的事實である。此の方は然し大體、上、中、下に分たれ、日給8圓—2.5圓間が普通である。(公定最高賃銀は7.50錢)そのことは、蘭草栽培農家の雇傭賃が比較的緩慢にしか上昇してきてゐないことを物語る。此の點に即しては、いろいろの問題が見られるが省く。

F、労働者の作業時間及び賃銀外給與は、推量され易い如く、いろいろな條件に依り、いろいろと異なる。蘭刈作業についてだけ、簡短に言及してをけば、普通で、労働時間は朝4時—晩8時、朝3時—晩11時といふのも少くない。それらの場合の食事給與は5回及至6回。その他昭和七—拾年頃には、ラムネ、サイダー、菓子、等の間食や、歸郷時の賞與金などが與へられたが、これらのことは、夙に後を絶つてゐる。

3、所謂請取刈の慣行に就いて

蘭草栽培農家の請入勞力の中には、普通の日傭や季節傭、勤勞奉仕班や移動作業班等の外に、全く獨自のもの、即ち所謂、請取刈、別稱、東刈の専門家郡が有る。これが、如何なるものであるかに就いて、略述してをかう。

先ず、此のものは、平素は、蘭草栽培農家との間に、何の親近關係も有たず、大抵は、相談の間柄でさへない。だから、蘭草栽培農家側では、普通、此のもの達を當にはしないで、蘭刈作業時期を切抜ける算段を講じようと努めるけれども、作業適期の厳しい制約と、その時期の、特に浮動的な天候及び之に極めて重大な規制を受けるところの工藝作物蘭草の性質と、その外、推量し易い種々の理由との相關的規制のために、毎年、大抵は、特に實力乏しい農家の場合、止むなく、かの専

問家達の出現を心待ちしなければならぬやうな日を、同時に経験する。此の事情を知悉してゐる東刈専門家達の方では、恰も、敍上のやうな日に、蘭草栽培地の諸部落に、特使を、風の如く飄然と出現せしめる。そして、部落毎に相當量宛の蘭草刈取請負契約を、結んで來さしめる。斯くて、適當な契約さへ成立すれば、たとへ即日であらうとも、専門家群の方では、必要な人員を整へて、食、間食悉く自辯で、サツサと仕事を片付、受取るべき賃銀を受け取ると、再び、何處かへ、飄然と立去つてしまふ。(請取刈の公定價は、一把4錢、一反70圓)左様なわけであるから、此の専門家達に關して悉しいことは、雇入農家側には解らない。けれ共、彼等が、蘭刈作業の、實に熟練せる名人揃であること、大抵は、普通蘭刈人夫の二人前の能率を擧げること、それから、作業遂行上、彼らには指圖が全然不必要であること等は、一般に確認されてゐる。又、彼等が、恐らくは、左様な専門家となる前過程には、個人として、一般蘭刈人夫の中に混和してゐるのであらうとの推量も、一般に確認されてゐる。更に又、彼等は、岡山縣下各郡に尠からざる所謂特殊部落の人々であるに相違ないとも、一般に言はれてゐる。

けれ共、彼等の全體としての數や、その職業などに關しては全く確實な推量は成されてゐない。我々のいた限りでは、仲仕、農業等が多いやうであるが、これが、どの範圍まで普遍化されてよいかは、大いに疑問である。又我々の推量に依れば、此の集團は、單に岡山縣下出身のもののみではなく、他縣下からの一般蘭刈人夫の中にも、相當の關係が有るやうに思へる。

此の特殊な集團の登場し始めた時期は、大體第一次大戰後であるらしいが、しか推量される理由並びにその成立根拠に關する私見は省いてをく。

4、共同作業、移動作業班等の請入に就いて

敍上の外に、本部落蘭草栽培農家の請入れてゐる勞力は、移動作業班、勤勞奉仕隊、及び普通の共同作業等である。此のうち、最後のものに就いては、本調査に當つた我々も、十分の關心を持つてゐたのであるが、既述から推量される如く、蘭草を栽培しない農家をも含む十五戸の間に於ける共同作業は甚だ複雑であるため、此處に簡単に掲載できるやうな資料を入手できなかつた。

第三章 備考之章

一、蘭草栽培の行程

標記が、所謂自然的並びに社會的條件と對應的に、多少とも變遷するもの、從つて、多少とも、雜多であることは、當然であらうが、そのうち、岡山縣下で現在標準的なものと見做されてゐるものに就いて、我々は簡単な紹介を試みる。

岡山縣に於ける此のものは、凡そ、大正四、五年頃に、現在の所謂八月苗仕立を含む栽培方式に移行したらしいのであるが、この方式の特徴は、蘭草を、疊表の原料として、最も適當だと見做されるやうな、色、艶、長さ、太さ等を愛備せるものたらしめるため、特に、凡そ一年七ヶ月を以て

栽培週期としてある點に在る。此の一年七ヶ月といふ栽培週期は、事實上是勿論、年毎に、同じ型で繰り返される労働行程に依り、維持されてゐるのであるから、どうでもよいことのやうであるけれど、我々には、蘭草栽培農家の特殊性を考へる上に於いて、最も基底的な事項の一つと思はれる故、参考のためその大観を、第三十五表として紹介してをく。

第三十五表

二月	上中下	二月中、然ルベキ時期(多クハ下旬)前年度ノ八月苗ノ一部殘餘ヲ掘り起シテ、株分シ(蘭田本 田へ植付セルモノコリ大株)本田一反分用ニ凡ソ二歩餘ノ苗床ヲ見込シテ、蘭田本田ノ畦畔若シク ハ畑ニ移植。此ノ過程ニ凡ソ一人分ノ勞力ヲ要ス。 上ニ依リ仕立テタル春苗ニハ、八月迄ノ間ニ施肥四、五回、除草三回ヲ必要トスル。此ノ間ノ勞力 ハ、普通、上ノ二歩餘單位デ、約二人分ト稱サレル。 八月月上旬乃至中旬頃ニ、春苗ヲ田へ移植。此ノ際、二歩餘ノ春苗ガ、二十七、八歩ノ田ニ播ケラ レル。八月苗ノ苗床トシテハ、例ヘバ砂壤土又ハ壤土ノヤウナ幾分輕イ土壤ノトコロ、ガ良ク、 粘土地ガデハ特ニ排水ノ良イトコロガ選バレネバナラス。 此ノ過程ニ於ケル所要勞力ハ、整地、施肥、植付、ヲ通ジテ、約三人分。 八月苗ハ、八月中、下旬頃ニ、除草二、三回、灌水十回、ヲ必要トスル外、雜草刈ヤ、大量ノ施 肥ヲ必要トスル。此ノ間ノ所要勞力ハ約三人分ト見積ラレル。 八月苗ヲ本田ニ植付ケルノハ、十二月下旬カラ一月月上旬ガ適期ダガ、ソノ準備トシテ耕起、代播、 整地、助付ケ、灌水、施肥等ガ先ヅ行ハレル。コノ過程ニ於ケル所要勞力ハ、労働武裝度合ニ依リ 大イニ異リ、程ノ場合、反當四人分ト見積ラレルニ對シ、耕耘機ヲ使用スレバ、ソノ四分ノ一デ済 ム。 ツイデハ、蘭ノ株掘リ、土落シ株分ケ、植付ガ行ハレル。此ノ過程デハ、八月苗二十七、八歩、即 チ、本田一反ニ對シ、株掘、土落シガ六人分、株分ケガ熟練者十五人分、植付ガ、八人分ト言ハレ ル。 本田ノ植付ガ十二月下旬一月上旬頃終ルト、直グ、繼續ノ二、三月上旬頃迄ハ、慣重ナ灌排水ガ 行ハレネバナラス。此ノ所要勞力ハ普通、反當八人分ト見ツモラレテキル。 此ノ後刈取期定ニハ、尚灌排水ノ外、多量ノ施肥ヤ、肥料ノ補給ヤ、除草ヤ、先ヅ注施用等ガナサ レネバナラス。コレヲ全テ通ジテ、反當十人分ノ勞力ガ見積ラレル。 七月20日ノ土用ノ入りヲ中心ニ、前後一週間ガ刈取適期デアル。刈取期ニハ、刈取ト染土ト乾燥ガ 殆ンド同時ニ繼續シテ行ハレネバナラス。此ノ所要勞力ハ反當四十人分ト言ハレル。 乾燥サレタ藁草ハ、八月中旬頃カラ九月上旬頃マデニ選別サレテ、ハジメテ、規格區分サレタ商 品トナル。此ノ過程デハ機械ガ使ハレルト、程ノ場合ノ十五時間労働十二人分ヲ一人一日ヲ樂ニ 片付ケケル ナ月
三月	上中下	
四月	上中下	
五月	上中下	
六月	上中下	
七月	上中下	
八月	上中下	
九月	上中下	
十月	上中下	
十一月	上中下	
十二月	上中下	
一月	上中下	
二月	上中下	
三月	上中下	
四月	上中下	
五月	上中下	
六月	上中下	
七月	上中下	
八月	上中下	
ナ月	上中下	

二、蘭草栽培農家に於ける一般的輪作型式

標記は、岡山縣下に於ける限り、昔も今も、米、麥と米、蘭草との二系列の絡み合ひであると言ひ得るやうである。明治二十年代には、此の外、綿や菜種やソバや豆類が、相當の重みを以て夫々の系列に混り込んでゐたことは事實であるけれど、當今では、それらは無視されてよい。だから、我々は、此處では、米、麥、及び米、蘭草の二系列を併せ營んでゐる農家に於ける農繁期の構造を、主として、紹介してをかう。

第三十七表

二月	上中下	蘭田本田灌排水作業(水車、發動機等使用、發動機ニテ反當一回一時間) } 副業即チ夫織、製繩 } 藁草苗仕立作業 } 麥中耕(除草ハ大抵ヤラス)及堆肥入 } 等ノ最盛期 } 春苗施肥數回 蘭田本田第一回除草及春苗除草(除草機ハ使用シナイ) } 副業ガ主 並ビニ双方ノ施肥、麥土寄せ 蘭田本田及春苗第二回除草(第一回コリ稍多ク手間ヲ要ス) 稻苗代ノ準備作業及ビ種蒔(共同作業ニ依ル) } 蘭田本田第二回施肥(數回ニ分肥)藥劑散布 } 先刈法施用 麥刈取、乾燥、調整(共同作業ニ依ル) } 麥跡田耕耘整地(共同作業乃至手間貸ニ依ル) } 麥跡田ノ田植及ビ蘭田へ植付ケル稻ノ假植(共同作業ニ依ル) } 蘭草本田止肥及ビ除草 蘭田ノ、コモ編ミ、稻田、蘭田共ニ草刈、稻田ノ除草。 } 蘭刈、糞肥付ケ、乾燥ノ連續作業。及ビ、引續イテノ麥跡田ノ代播、整地、稻假植苗ノ移植。 } 稻、(麥跡田、蘭跡田共)ノ除草 } 藁草苗ヲ田へ移ス(整地、施肥移植作業及ビ灌排水) } 蘭草選別作業(機械ニ依ルモノ多シ) } 稻田灌水及畦畔雜草刈 八月苗蘭草ノタメニ、除草二、三回、施肥二回 } } 八月苗藁草ノタメノ施肥一回 } 稻田ノヒエ代 } 副業ガ主トナル } 稻田イナゴ取 } 蘭田灌水 稻刈、簡單ナ乾燥、稻扱(共同作業ニ依ル) } 畝立テ、麥蒔 } 稻扱乾燥 稻跡田蘭田ゴシラヘ、一耕起、代播、整地(耕耘機ニコレバ牛ノ四分ノ一勞力) } 畦畔ケ、灌水、施肥ヲ含ム } 八月苗藁草、土落シ、株分、糞植付ケ } } 蘭田灌水(施肥、除草ハ無し) } 副業ガ主トナル }
三月	上中下	
四月	上中下	
五月	上中下	
六月	上中下	
七月	上中下	
八月	上中下	
九月	上中下	
十月	上中下	
十一月	上中下	
十二月	上中下	
一月	上中下	

三、雇傭慣行に関する言及

標記に関する大略は既に紹介したから、此處では主として、例の口入屋及至仲介人、俗稱トンビをめぐり事情に関する私見を簡単に紹介しようと思ふ。

私見に依れば、岡山縣に於ける口入業者は、蘭草栽培農家とは無關係に、紡績工場の傭人世話掛として、或は蘭草加工業者の傭人斡旋掛として、又所謂水商賣訪その他への女中周旋業者として、早くから繁榮を齎つてゐたものの如くである。そして、これが、特に蘭草栽培農家と密接な關係を構成するに至つたのは、同時に亦、正式な口入業者でないところのトンビをして口入業者の仲間入をもさせるに至つたのは、凡そ、大正四、五年頃ではないかと考られる。その理由を詳説してゐるわけにはゆかぬが、参考迄に指摘できることは、第一に、その時期前には、蘭草栽培方式が八月苗仕立法を含んでゐなかつたためと、農家單位に於ける栽培量が、余り多くはなかつたためと、就中、蘭草栽培農家一般が年雇に依存してゐた上、部落内手間貸の慣行を保有してゐたため等に依り蘭草栽培農家といへ共、余り多くの日傭や季節傭を吸収してゐなかつた。第二に、丁度その時期に、年雇形態や部落内手間貸の慣行が崩壊していつた反面、栽培方式の變革や、蘭草の商況に刺激されての、且亦、植付前脱穀調整作業への機械利用に影響されての各戸當栽培量の増加傾向や等に依り、蘭草栽培農家は、遽に、日傭及至季節傭を需要する立場に立つやうになつてゐる。第三に、新しい栽培方式は、古いものより多くの勞力を要求するに止まらず、一層厄介なことには、近隣諸部落に於ける一般農家の農繁期と時を同じくするやうな、農繁期を形成せしめるものであつた。といふやうなわけである。

斯くて、兎も角、口入業者と蘭草栽培農家との間に、關係が生じ始めてからは、此の關係の緊密化は、相互的に推進せられたであらう。何故なら、前者側にとっては、後者は實に大きな顧客であるし、後側側としてみれば、たとへ、できる限り、前者の厄介になりたくはないとしても、自分が翌年度も蘭草を栽培できるか、どうか不明であるのに、——何故なら、巨額の肥料代や勞賃との關係、商況の展望如何等が、仲々に重大なので——且は、栽培するとしても、栽培量、従つて需要勞力が未分明であるのに、更には、その勞力需要方法たるや誠に暴君的であるのに、一年前から必要數だけ確保してをくといふわけにもゆかないであらうからである。

それにしても、其の、いはゞ、相互依存の關係は、極めて薄弱な基礎の上に築かれたものに相違なかつた。と言ふ謂は、既に述べたところの請取刈専問家達の出現と、他方、蘭草栽培農家の中でも、毎年、特定量以上を略確實に栽培する農家の歩む途が如何なるものかといふことと、二つが考慮に昇されるならば、理解されるであらう。

然し、たゞ、事實に迫り見られる限りでは、其の關係は、昭和六年頃迄、非常に強靱さうな外形を示していつた。周知の如く、失業者や出稼者や、一時的な賃銀収入の機会を狙ふ大群が氾濫した年月の相當續いたことと、他方、蘭草栽培農家が、その間には、栽培量の點で特に起伏動搖の激しい状態を展開し乍ら、全體として、戸別栽培量の著しい増大傾向を辿らざるを得なかつたからであ

らう。その結果、請入農家側も、被傭労働者側も、非常に切端つまつたところまで押しつめられてきたところで、口入業者がその原因の尤たるものと見做されるといふ事態が生じたもののやうである。それを、我々は、いはゞ、口入屋退治とも言ふべき、既述の蘭刈人夫斡旋事業の意味と見る。

左様な見解の正否は別としても、その蘭刈人夫斡旋事業が、昭和五年から、昭和九年迄繼續されてゐる間に、此の事業そのものは必しも成功的な過程を記録してゐないにも拘らず、口入業者は、全く勢威を失墜してしまつた。此のことは、普通、その事業の影響に依るやうに思はれてゐるが、我々には、然うも思へない。さう考へてよみにしては、餘りに、その事業の實績が見すばらしいから。即ち、口入業者の周旋してゐた蘭刈人夫の半分も、斡旋し得てゐないやうに思へる蘭刈人夫斡旋事業に、大した力を認め得ぬから。

我々の見る處では、それは要するに、敝上の薄弱な基礎が、本來の姿で曝け出たまでである。就中、以下のやうな形に於いて。

周知の如く、昭和七年以來、一般的に筋肉労働者にとつて、賃銀収入獲得の機會は、徐々に増大してきた。此のことは、蘭草栽培農家の請入れる労働者にとつても、亦當嵌る筈である。ところで他方、蘭草栽培農家は、昭和七年頃から、徐々に、特に昭和九年、十年頃に、急激に、戸別栽培量を増大してゐる。このことは、我々の推量に依れば、栽培規模を擴大することを通してのみ、些小の勞働能率上昇を實現し得る蘭草栽培作業が、農家に於ける經營規模の下限を一しほ押し上げられたことに因すると思へる。従つて、本來、戸別栽培量の上限は種々の理由に依り割されてゐることであるに鑑みれば、一般に、上限と下限の幅が狭められたものとして理解さるべきであらう。そのことは亦、全作として、蘭草を栽培する農家の減少、及び戸別栽培量の安定部分の増大といふことを意味するものとも理解できよう。そのやうな思考を、兼の労働者側に於る事情の變遷に関する思考と結び付けると、我々には昭和七——拾年間、事實に於いて、蘭草栽培農家が、一方では、植付前の耕耘機を利用し始めてゐること、他方では、特に好ましき雇傭労働者達、例へば、苛烈な作業によく堪へ、作業態度の點で眞面目で粗食に甘んじ、而も低廉な賃銀でも文句を言はない者として、職業的には農業者の中に、出身地的には、香川縣、徳島縣等に多く見出だされる人々、との間に、恒常的季節雇傭關係を樹立するため、いろいろの手段を盡して、所謂雇傭慣行を造成してゐたこと此の二項が然るべきこととして理解できるであらう。そして、同時に、いはゞ、自己の需要勞力のうちの、最も浮動的な部分を調達して呉れる者としての口入業者に對しては、さして依存する必要を感じなくなつてゐる筈だとの推量も、できるであらう。又、更に、公營の斡旋事業の厄介になつてゐる程の餘裕は、請入農家にも、被傭労働者の固定部分にも、餘り無かつた筈と推量できよう。

左様な觀方を正しいと考へる我々には、口入業者が尙現存し、岡山縣の季節的勞力吸收現象に、今尙多少の關係を維持してゐる事實は解つてゐても、現在及將來に於ける此の者の役割を重視することはできない。同じやうに、所謂雇傭慣行に關しても、それが、目下では尙、若干の名残を、例へば、既述の中心人物と雇入農家との關係などに、止めてゐると考へられるにしても、そして、目下に於ける、蘭草栽培農家の雇傭勞力吸引達成にとつて、兎も角、唯一の支柱であるとしても、將

來に於いても果して左様な役割を務めるに足る程のものであるか、どうかは、大いに疑問だと考へる。そのことは、かりに我々が統制的視點に立てば、所謂雇傭慣行など、既に介意に値しないところへ來てゐると考へることになるわけでもあらう。(昭和 年 月)

昭和十八年七月二十五日印刷
昭和十八年七月三十日發行

編輯兼 帝國農會
發行者

右代表者 東浦庄治

東京市神田區西神田一ノ七

印刷者 塚田 貢

神田區西神田一ノ七

印刷所 廣業印刷株式會社

東京市麹町區丸ノ内三丁目一番地

發行所 帝國農會

振替口座東京四〇五二番

持254

604

終